



# これから確定申告をするみなさんへ

市では、税務署に「所得税の確定申告書」を提出した人について、その申告書に基づいて市民税・県民税を課税しています。重要な課税資料となりますので、次の記載例を参考に間違いや記載漏れのないようご注意ください。

課税課 1 1 2 3

住宅ローン控除の申告はお済みですか？  
 市民税・県民税の住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の申告期限は3月17日です。申告書は、申告会場（市役所6階大会議室および総合支所大会議室）にあります。また、市のホームページ（<http://www.city.honjo.lg.jp/>）からもダウンロードできます。  
 なお、申告相談の日程については広報ほんじょう2月号をご覧ください。

## 平成〇〇年分の所得税の確定申告書B

確定申告書Bの記載例

住所 本庄市本庄3-5-3  
 氏名 本庄 花子

所得の内訳（源泉徴収税額）			
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
配当	株式の配当 電気(株)	80,000	5,600
給与	給料 産業(株)	1,920,500	130,800
源泉徴収税額の合計額			136,400

生計を一にする配偶者や親族が、申告者が行う事業に従事している場合は記入してください。

所得から差し引かれる金額に関する事項

① 雑損控除  
 損害の種類 損害の発生年月日 損害を受けた資産の種類など

② 支払医療費  
 支払医療費の金額 保険金などで補てんされる金額

③ 借入金等特別税額控除  
 借入金の種類 支払掛金

④ 障害者控除  
 専任(寡夫)控除  勤労学生控除  
 特別  生死不明  未婚  未婚遺  
 氏名 本庄 三郎

⑤ 配偶者の氏名 本庄 春子 母 15・12・1 58  
 ⑥ 配偶者特別控除  
 扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額  
 本庄 次郎 子 44・8・1 38  
 本庄 三郎 子 48・3・10 73  
 扶養控除額の合計 169

⑦ 住民税・事業税に関する事項  
 別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者の氏名・住所 本庄次郎 本庄市銀座1-1-1  
 配偶に関する住民税の特別非居住者の特別  
 配偶控除額 2,400

⑧ 事業専従者に関する事項  
 氏名 本庄 太郎 子 12月、外交販売に従事 500,000  
 氏名  
 氏名  
 事業専従者控除額の合計額 500,000

⑨ 特例適用条文等

⑩ 配当所得・雑所得(公的年金等以外)・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項  
 所得の種類 種目・所得の生ずる場所 収入金額 必要経費等 差引金額

寡婦(寡夫)の人は、該当する箇所にチェックをしてください。

記入した障害者が特別障害者の場合は、氏名をで囲んでください。

主な要件は次のとおりです。  
**【配偶者控除】**  
 1年間の合計所得が38万円以下(給与収入にすると103万円以下)の配偶者が該当。  
**【配偶者特別控除】**  
 申告者の1年間の合計所得が1,000万円以下で、配偶者の合計所得が38万円を超えて76万円未満の場合に該当。  
**【扶養控除】**  
 1年間の合計所得が38万円以下の扶養親族が該当。

給与所得以外の市民税・県民税の納税方法を選んでチェックしてください。

事業専従者欄や配偶者(特別)控除・扶養控除欄に記入した人で、別居している場合に記入してください。

上場株式のみが該当になります。控除額が生じる場合は、その金額を記入してください。

4月1日から  
市内循環バスが  
新たな時刻表とルートで運行!

**児玉地域循環バスの臨時運休のお知らせ**

市内循環バスの見直しに伴い、バス停の移動や時刻表案内板のはり替え作業を行うため、児玉地域循環バスが次のとおり運休となります。

【運休日】  
3月25日 ~ 31日  
本庄地域循環バスは通常通り運行します。ただし、3月31日には時刻表示案内板が新たな時刻表にはり替えられているため、ご利用の際はご注意ください。  
\*お問い合わせは下記へ  
企画課 1157

これまで市民のみならずから寄せられた、市内循環バスに対するご意見・ご要望や、循環バスの利用実績などを考慮し、運行コースの見直しやバス車両の小型化などの変更を行い、新たに試行運行としての位置づけで再スタートします。

みなさん、身近な交通手段としての市内循環バスをご利用ください。

運行開始 4月1日  
運行日 月～金曜日(祝日およびび年末年始を除く)  
乗車条件 なし(年齢に関係なく、どなたでもご利用できます。)

料金は無料  
運行車両 約25人乗り小型バス

【主な変更点】  
本庄地域循環バス  
運行の起点を「つきみ荘」から「湯かつこ」に移し、これまでより「湯かつこ」へのアクセスがよくなります。  
児玉地域循環バス  
65歳以上の人に限られていた利用条件がなくなります。  
現在の4コースを3コースに再編し、週2回の運行から週5回の運行になります。  
新しく1日2便、「湯かつこ」に向かいます。  
なお、4月1日は「湯かつこ」が臨時休館となりますのでご注意ください。  
詳しくは、同時配布された時刻表をご覧ください。  
企画課 1157

～し尿くみ取り料金が変わります～

環境推進課 1172、総合支所経済環境課 ☎1331(内線226)

4月1日から、し尿くみ取り料金が改定されます。  
これまで、し尿くみ取り料金は、本庄地域が「定額制」と「従量制」、児玉地域が「従量制」と、料金の算定基準が異なっていました。さらに、定額制では、便槽の形状やくみ取り回数などにより加算金の支払いが必要でした。  
これを、市内すべての地域で「従量制」に統一することによって、下記のとおり、くみ取った量に応じた料金のしくみに変わることとなりました。



くみ取られた「し尿」は利根グリーンセンターへ

4月1日からの新料金(別途消費税)

従量制	基本料金(1回につき)	200円
	36リットル(1本)当たり	300円

し尿くみ取り世帯常設便槽が対象です。

**改定における注意点**  
定額制では、清掃のために使用した水は、くみ取り料金に影響しませんが、従量制の場合、便槽からくみ取った量に応じて料金が決定します。ただし、便槽の形状によって料金が変化することはありません。  
くみ取り料金は「基本料金」と「くみ取り量に応じた料金」がかかります。また、1回のくみ取り量が36リットル以下の場合でも、基本料金と併せて500円(別途消費税)がかかります。なお、36リットルを超えた場合、超過分の36リットルごとに300円(別途消費税)が加算されます。(超過分が36リットルに満たない部分については、「切り捨て」の計量となります。)  
くみ取りは、原則月1回とします。  
今回の料金改定は、「し尿くみ取り料金」のみです。浄化槽清掃や農業集落排水、下水道使用料とは関係がありませんのでご注意ください。  
詳しくは、お住まいの地区の収集運搬許可業者へお問い合わせください。  
【本庄地域】(有)関東興業 3753 【児玉地域】児玉清掃(株) ☎1038  
(有)オー総業 5628 (有)永尾清掃 ☎1024